

令和2年度 社会福祉法人清徳会 事業計画

社会福祉法人清徳会は、基本理念に基づき、地域福祉の充実のため「地域ニーズに合う事業展開」「施設の整備・充実」「健全な運営」「職場環境の改善、介護人材の確保・育成」を念頭に置いて事業運営を推進する。

1 地域ニーズに合う事業展開

- ① 社会保障・働き方改革の動向を注視し、介護保険制度の趣旨や内容を見極め入居者並びに利用者等に周知するとともに、施設における各事業の運営をより効率的なものとするよう介護報酬における種々の加算取得を図る。
- ② 社会福祉法人制度の下、社会貢献への充実を図り、社会福祉法人としての本来の機能と役割を果たす。
- ③ 利用者満足度の聴取、分析、結果の評価を行い利用者のニーズに応えるよう努める。
- ④ 地域、関係団体等に清徳会の活動内容を理解していただくため、ホームページ等を活用した積極的な広報活動を行う。また職員に対しても、清徳会職員としての意識を高めるため内部広報も積極的に行う。

2 施設の整備・充実

- ① 施設介護の新たな方向性（入居者のプライバシー保護・重度化、職員の労務負担軽減）に対処できるよう必要な設備や備品などの充実に努める。
- ② 施設や設備などの老朽化等に伴い改修や更新に努める。
- ③ 清徳会宙交流館を地域福祉活動の拠点として活用する。
- ④ 災害時における高齢者の避難拠点としての役割を担うなど、地域における社会福祉施設としての役割を遂行する。

3 健全な運営

- ① 特別養護老人ホームの入居利用率 98%、ショートステイの利用率 97%、デイサービスの利用率 85%を目標として、決められた介護報酬の中で最大限の収益を確保するとともに、業務の効率化・見直しを行い、費用の節減・削減を図り、的確な予算管理と計数管理を行い情勢の変化に対応できる経営基盤を確立する。
- ② 近隣地域との連携を強化し共に歩む施設づくりを進め、災害の際は地域の拠点として安全性が確保できる施設であるよう日々の訓練に努める。
- ③ 地域から求められる活動の実践に取り組むため、介護講座等を開催し、地域

まちづくり協議会等との積極的な交流を図る。

- ④ 財務状況の公表はもとより適正な情報を外部に公表することにより、利用者等に対する法人の信頼性を高めてゆく。

4 職場環境の改善、介護人材の確保・育成

- ① 働き方改革の実現に向けて、働きやすい職場環境づくりに努める。子育てに優しい職場として、託児室の活用、育児休業期間の延長や、男性職員の育児休業取得を促進する。また、介護負担の軽減策を講じることにより、介護人材の育成と確保を図り、円滑に休暇が取得できる体制づくりを目指す。
- ② 職員の資質向上を目的として各種研修を計画し実施することにより、社会福祉従事者としての自覚を持ち、責任醸成及び組織人として互いを尊重し合い、信頼し合える人間関係を構築する。
また、入居者、利用者により高度で専門的なサービスを提供できるよう、研修を通じて職員の専門知識を高めるとともに、職員の資格取得も推奨する。
- ③ 臨時職員から正規職員への登用など柔軟な採用方法を実施し、雇用機会の増大を図る。
- ④ 福利厚生の充実と昇給を確保すること等により処遇全般の改善を図るとともに、働きがいのある職場づくりの一環として教育と評価一体型の仕組みを構築する。

5 評議員会の開催

評議員会は、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員を選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する。

法人の適正な運営について、最終的な決定を行うため、次により評議員会を開催する。

- ① 定時評議員会 6月
- ② 臨時会 理事会が必要と認めたとき、評議員全員の同意があったとき。

6 理事会の開催

理事の合議体である理事会は業務の執行機関として、法人の事業計画や予算等重要な事項について意思決定し事業を推進する。

法人の適正で円滑な運営を図るために、次により理事会を開催する。

- ① 定例会 6月、11月、3月
- ② 臨時会 理事長が必要と認めたとき、理事から請求があったとき。